葉山町教育委員会公式 note アカウント運用方針

葉山町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）は、葉山町の教育に関する情報を広く発信することを目的に、note の公式アカウントを運用します。

このアカウントを通じての情報発信にあたり、利用者・閲覧者の皆さんに誤解や混乱を生まないよう、運営方針を定めます。最後までお読みいただき、ご理解いただいた上でご利用くださいますようお願いします。

１．アカウント情報等

ＳＮＳ名	note
ページ名 アカウント名	葉山町教育委員会公式 note noteID：hayama_edu
ページＵＲＬ	https://hayama-town.note.jp

２．ページ運営者

葉山町教育委員会　教育部　教育総務課

３．対応時間

原則として開庁時間（８時 30 分～17 時）に、職員が必要に応じて不定期に投稿します。なお、この時間以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

４．コメントへの回答

（１）当アカウントへの質問やコメントに対し、原則として町教育委員会から個別の回答はしません。

（２）当アカウントでは、町教育委員会へのご意見・ご質問は取扱いません。

５．禁止行為

利用者が当アカウントにコメントを投稿する場合、下記の事項に該当する行為を禁じます。禁止行為をした、またはする恐れがあるとページ運営者が判断した場合には、事前に通告することなくコメントの削除や利用制限等をする場合があります。

（１）公の秩序または善良の風俗に反する内容

（２）当アカウントの掲載内容に対して、著しくかけ離れている内容

（３）町教育委員会や第三者を誹謗・中傷し、名誉や信用を傷つける内容

（４）町教育委員会を含んだ他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容

（５）政治や選挙、宗教活動又はこれらに類似する内容

（６）法律・法令等に違反している、又は違反する恐れがある内容

（７）わいせつな内容を含む不適切な内容
（８）広告・宣伝・勧誘・営業活動、その他営利を目的とした内容
（９）町教育委員会や第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
（10）note 利用規約に反する内容
（11）その他、ページ運営者が不適切と判断した内容

６．知的財産権

当アカウントに掲載する個々の情報（写真・文章など）に関する知的財産権（商標権・著作権などのすべての権利）は、町教育委員会に帰属します。また、「私的使用のための複製」や「引用」などと著作権法上認められる場合などには、転載の対象となる内容を変えず、「引用：葉山町教育委員会公式 note」などと出所を明記してください。

７．免責事項

（１）当アカウントに投稿されたコメントに関して、ページ運営者は一切責任を負わないものとします。
（２）当アカウントによる投稿は細心の注意を払って行いますが、情報の正確性・完全性・有用性について保証するものではありません。
（３）当アカウントによる内容や運用方針は、予告なく変更することがあります。

８．問合せ

（１）当ページに関する問合せは、教育総務課（tel:046-876-1111　内線 7213）
（２）行政施策に関するご意見・ご質問は、葉山町ホームページ「町への提案」をご利用ください。

９．適用

この運用方針は、令和 5 年 11 月 1 日から適用します。